

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 号

平成 2 6 年 (2014 年) 4 月 2 2 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

- 1 措置の内容
別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(産業建設部関係)

1 商工労働観光課

[問題点 行政財産管理について]

施設使用許可減免申請における基準が不明瞭である。減免基準等を整備し、適切に処理されたい。

[改善措置]

施設使用の減免の適用にあたっては、減免基準を整備し、適切な事務処理に努めます。

2 土木課

[問題点 行政財産管理について]

道路占用許可申請に基づく占用料の算定に一部誤りがある。また、港湾施設使用許可申請に基づく使用料の算定根拠が一部不明瞭である。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

道路占用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守し占用料を算定し、適切な事務処理に努めます。また、港湾施設使用料の算定に当たっても関係法令等を遵守するとともに算定根拠を明確にしたうえで使用料を算定し適切な事務処理に努めます。

3 農林水産課

[問題点 行政財産管理について]

行政財産目的外使用申請に基づく使用料の算定に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

山陽小野田市行政財産使用料徴収条例第3条第2項の規定により平成24・25年度分から8円を還付する。

また、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例第3条第1項の規定により平成21年度分から5円及び平成25年度分の370円を徴収する。

4 下水道課

[問題点 受益者負担金について]

下水道受益者負担金の徴収猶予及び減免の取扱いが一部適切でないものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第10条第1項及び第11条第1項の規定を遵守するため、受益者に対し、下水道事業負担金徴収猶予申請書及び下水道事業受益者負担金減免申請書の提出に関する周知を徹底するとともに、提出期限の数日前までに提出のない受益者に対しては、個別に提出を促すこととする。